

令和6年10月10日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等部企画課

企画課長 伊部 忠之

課長補佐 大村 玲子

(代表電話) 048(600)6210

報道関係者各位

### 11月は埼玉県「働き方改革推進期間」です ～ 年休取得促進の準備などを10月から始めましょう ～

埼玉労働局、埼玉県、県内労使団体で構成する埼玉県公労使会議（※）では、11月を「働き方改革推進期間」（※※）と定め、県民の日（11月14日）前後1週間の年次有給休暇の取得など、働き方改革の取り組みを広く呼びかけます。

令和6年度は新たに、社内掲示用ポスターに自社で考えた独自スローガンを書き込むスペースを設け、自分たちで完成させる参加型のデザインとしました。

また、休暇取得に向けた社内調整等には時間を要することもあるため、併せて、事業主、労働者及び県民に対して早めの取り組み、準備を呼びかけます。



ポスターの入手方法：

↓ 埼玉労働局 HP



### ※埼玉県公労使会議

行政、労働団体、経済団体の代表者が雇用・労働の課題に対する認識を共有しながら、効果的な解決策を検討するために設置している会議です。

〈構成機関・団体〉

埼玉労働局、埼玉県、連合埼玉、(一社)埼玉県経営者協会、(一社)埼玉県商工会議所連合会、  
埼玉県商工会連合会、埼玉県中小企業団体中央会、(一社)埼玉中小企業家同友会、埼玉経済同友会

※※取り組みの経緯（平成29年度開始）

キャンペーン名称：H29～ 年次有給休暇取得促進期間 R1～ 働き方改革推進期間